

秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月26日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委規則第1号

秋田市立秋田商業高等学校学則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「保護者」の次に「（未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」を加える。

- (1) 秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）
第12条第1項
- (2) 秋田公立美術大学附属高等学院学則（平成3年秋田市教委規則第10号）
第10条第1項
- (3) 秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）
第12条第1項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。